

日本遺産「北総四都市江戸紀行」 ロゴマーク募集要項

1 趣旨

千葉県北東部に位置する佐倉市、成田市、香取市、銚子市は、北総四都市と呼ばれています。江戸時代、佐倉道（成田街道）と利根川の水運という江戸につながる2つの道により、「城下町の佐倉」、「門前町の成田」、「商家の町の佐原」、「港町の銚子」という4つの特色ある都市に発展しました。かつての江戸の面影を残す歴史文化を伝える文化資産が今でも残り、江戸の賑わいと風情を感じることができる地域です。

そこで、千葉県、佐倉市、成田市、香取市、銚子市では、この四都市の文化資産を「北総四都市江戸紀行—江戸を感じる北総の町並み—」というストーリー（歴史物語）にまとめ、日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、千葉県と四都市で連携して江戸時代の歴史を伝える文化資産を守り、後世に語り継いでいくために、2016年（平成28）2月に文化庁へ日本遺産認定を目指して申請書を提出、同年4月に認定を受け、現在、活動を推進しています。

このたび協議会では、日本遺産「北総四都市江戸紀行—江戸を感じる北総の町並み—」のストーリー及びその活動にふさわしいシンボルマークとなるロゴマークを策定することにしました。北総四都市の官民協働で共通のロゴマークを用い、日本遺産「北総四都市江戸紀行」を活用した多様な取組みを推進することを目指し、ロゴマークを広く募集します。

2 応募資格

- ・どなたでも応募できます。

3 応募作品の充たすべき条件

- ・日本遺産「北総四都市江戸紀行」の構成四都市のストーリーや多様な主体者による地域連携を目指した取組みを表すようなデザインとなるよう心がけてください。（日本遺産「北総四都市江戸紀行」のストーリーや構成文化財に関する情報等は、当協議会ホームページを御参照ください。）

日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会 URL : <https://hokuso-4cities.com/>

- ・絵柄と文字を組み合わせた文字図形一体型のデザインでも、絵柄・文字のみのデザインでも構いません。
- ・文字に使用する語句は「北総四都市江戸紀行」とします。また、文字は漢字、平仮名、カタカナ、ローマ字など自由としますが、英語表記等については、別紙1を参考にしてください。
- ・作品は印刷物（パンフレット、名刺、封筒など）や案内板、啓発グッズなどに使用可能なデザインとしてください。
- ・色数は自由ですが、拡大、縮小、単色での使用を考慮してください。
- ・応募作品は、自作未発表、他に類似するものがないものに限りです。
- ・条件について不明な点がある場合は、作品制作に取り掛かる前に10に掲げる問合せ先に照会してください。

4 応募期間

- ・令和元年7月22日（月）～令和元年9月2日（月）必着

郵送は令和元年9月2日必着。電子メールは令和元年9月2日の受信まで。

5 応募方法

- ・応募点数は3点までとします。
- ・作品は、手書き原稿又は電子データのいずれかとします。電子データの場合は、カラー版とモノクロ版の両方を作成するものとし、①JPEG、PNG、PDFのいずれかの形式、②サイズはカラー版、モノクロ版それぞれ3MB以内、③解像度300dpi以上とします。
- ・応募作品は、次のいずれかの方法でお送りください。

【持参の場合】

下記応募先に御持参ください。(受付は土・日・祝祭日を除く。午前9時から午後5時まで)

【郵送の場合】

下記応募先に郵送で御応募ください。封筒に「ロゴマーク応募」と明記してください。

※持参及び郵送の際、電子データで作品を制作された方は電子媒体(CD-R又はDVD-R)と作品をプリントアウトしたものを提出してください。複数作品応募される場合は、作品1点ごとに電子媒体に保存して御提出ください。

【電子メールの場合】

下記の応募先にメールで御応募ください。メールの件名を「北総四都市ロゴマーク応募」として、1メールにつき1点ずつ送信してください。

データは、3MB以内で件名「ロゴマーク応募」としてください。

- ・応募作品には必ず、デザインの趣旨(200字以内で記載)、応募者の住所、氏名、年齢、職業又は学校名・学年、電話番号、メールアドレスを記載してください。(複数の作品を応募する場合はそれぞれ記入してください)

6 選考方法

- ・協議会が応募作品の中から4作品に絞り込み、それらの作品を一般投票し、広く意見を聴取します。その後、審査の上、最優秀作品(採用作品)1点を選考します。

7 賞金

- ・最優秀作品(採用作品) 1点 賞金 3万円

8 入賞作品の発表

- ・令和2年1月上旬に決定し、入賞者には御本人へ直接連絡の上、日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会ホームページ等で、お名前とデザインの趣旨を公表します。また、千葉県及び構成四都市の広報誌等でも発表します。

9 その他(著作権等)

- ・応募作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。
- ・応募作品は、国内外で未発表のものとしてください。
- ・応募作品の作成及び応募に係る費用は応募者の負担とします。
- ・採用作品を除く応募作品の返却は行わず、その作品の著作権は協議会に移転しません。
- ・採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)をはじめ、知的財産権は日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会に無償で譲渡していただきます。また、採用作品の展示・公

表等に関する権利は日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会が優先保持します。

- ・採用作品が他の著作物の著作権等を侵害する恐れがある場合は、採用を取り消します。また、既に賞金を授与した後にその事実が判明した場合は、返却していただきます。なお、万が一著作権その他の権利侵害等の責任が問われた場合は、主催者はその責を一切負わないものとし、その責任・解決はすべて応募者の責任において対応することとします。
- ・応募者は、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。
- ・採用作品の応募者は、著作権者人格権を行使しないものとし、作品の一部修正・翻案を協議会に認めることとします。また、協議会は採用作品の応募者と協議の上、ロゴマークとして使用する上で必要な補作（修正）をお願いすることがあります。
- ・採用作品の作者は、協議会が採用作品の商標・意匠の出願・登録することを認めることとします。
- ・郵送中、送信中の事故で作品が届かなかった場合や不可抗力の事故及び何らかの障害で画像ファイルが読めないなど問題が発生した場合、協議会は責任を負いません。
- ・採用作品の作者は、賞金等に係る税金について最寄りの税務署に相談してください。
- ・応募にあたり御提供いただいた個人情報、本募集に関すること以外の目的には使用しません。
- ・審査状況に関するお問い合わせにはお答えしかねますので御了承ください。

10 応募・お問合せ先

応募要項掲載 HP

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/boshuu/sakuhinboshuu/index.html>

応募・お問合せ先

日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会事務局

(千葉県教育庁教育振興部文化財課 指定文化財班)

〒260-8662 千葉県千葉市中央区市場町1-1

TEL 043(223)4085

FAX 043(221)8126

E-mail hokuso-4cities@mz.pref.chiba.lg.jp

別紙1 応募作品の満たすべき条件補足資料

- ・文字に使用する語句は、「北総四都市江戸紀行」、「Hokuso-4cities Edokiko」とします。
※「北総四都市江戸紀行」と「Hokuso-4cities Edokiko」はいずれか一方だけの使用でも、両方の使用でも、または、同じものを複数使用しても構いません。
- ・千葉県及び構成4市を標記するために使用する語句は、下記の表のとおりとします。

	標記
千葉県	CHIBA / Chiba
佐倉市	SAKURA / Sakura
成田市	NARITA / Narita
香取市	KATORI / Katori
佐原	SAWARA / Sawara
銚子市	CHOSHI / Choshi